市第67号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

令和5年12月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 所 在 地	定 管 理 者 名 称	指定の期間
横浜市緑区民文	中区太田町2丁	みどりアート&メディアパー	令和6年4月1日か
化センター	目23番地	トナーズ	ら令和11年3月31日
		代表者	まで
		株式会社神奈川新聞社	
		代表取締役 社 長	

提案理由

横浜市緑区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方 自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参考

みどりアート&メディアパートナーズの構成員

1 中区太田町2丁目23番地

株式会社神奈川新聞社

代表取締役 須 藤 浩 之

2 西区西平沼町6番1号

株式会社 t v k コミュニケーションズ

代表取締役 熊 谷 典 和

3 中区山下町2番地

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団

理事長 近 藤 誠 一

4 神奈川区子安通1丁目 132 番地の1

ジャパントータルサービス株式会社

代表取締役 鈴 木 武

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)